

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領

制 定 令和7年2月21日付け6畜産第3071号
一部改正 令和7年4月7日付け7畜産第3号
一部改正 令和7年7月30日付け7畜産第1241号
一部改正 令和7年12月25日付け7畜産第2158号
一部改正 令和8年1月13日付け7畜産第2290号

農林水産省畜産局長通知

第1 趣旨

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年2月21日付け6畜産第3070号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるものほか、本要領に定めるところによる。

第2 事業の細目及び具体的な手続等

交付等要綱第4の畜産局長が別に定める本事業に係る細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 飼料生産組織の運営強化支援

- (1) 飼料生産組織の基盤強化支援
別紙1－1に定めるとおりとする。

(2) 飼料生産組織の規模拡大支援

別紙1－2に定めるとおりとする。

(3) 飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援

別紙1－3に定めるとおりとする。

2 飼料作物の生産性向上対策

- (1) 草地改良技術等普及対策
別紙2－1に定めるとおりとする。

(2) 中山間地域飼料増産活性化対策

別紙2－2に定めるとおりとする。

3 国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策

- (1) 連携型
別紙3－1に定めるとおりとする。

(2) 供給型
別紙3－2に定めるとおりとする。

4 国産飼料の流通推進・利用拡大対策

- (1) 国産粗飼料流通体制構築対策
別紙4－1に定めるとおりとする。
 - (2) 国産粗飼料利用拡大実証・調査
別紙4－2に定めるとおりとする。
 - (3) 新飼料資源の利用拡大対策
別紙4－3に定めるとおりとする。
 - (4) 国産飼料流通拠点整備対策
別紙4－4に定めるとおりとする。
- 5 生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援
別紙5に定めるとおりとする。

第3 事業実施の手続

- 1 交付等要綱第28の畜産局長が別に定める事業実施計画は、第2に掲げる1から5までの事業ごとに様式を定めるものとする。
- 2 事業実施主体は、1の事業実施計画を、畜産局長又は地方農政局長等（都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と必要に応じてあらかじめ調整した上で、交付等要綱第7第1項に定める交付申請書に添付するものとする。
- 3 交付等要綱別表に規定する重要な変更を行う場合には、変更する事業実施計画をあらかじめ畜産局長又は地方農政局長等と調整した上で、交付等要綱第13第1項に定める変更等承認申請書に添付するものとする。

第4 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。
ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつたときに限り、事業実施主体は、補助金の交付決定前であっても着手することができる。
- 2 1のただし書により、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ畜産局長又は地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を別記様式第1号により、畜産局長又は地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 事業実施主体が1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手しようとする場合には、畜産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体に対し事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、補助金の交付決定前に本事業に着手した場合には、補助金の交付申

請書に着手年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。

- 5 1から4までの規定は、間接補助事業者による事業の着手に準用する。この場合において、「事業実施主体」とあるのは「間接補助事業者」と、「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第2号」と、「畜産局長又は地方農政局長等」とあるのは「事業実施主体」と読み替えるものとする。
- 6 別紙5（ただし、第1の1の（2）の③生産環境整備に限る）の事業について、緊急かつやむを得ない事情があり、別紙5に定める日以降の取組について交付決定前に着手した場合には、交付申請書に着手年月日が分かる資料を添付する、又は着手年月日を記載することにより交付決定前着手届に替えることができるものとする。
- 7 1から6までの規定に基づき、事業実施主体又は間接補助事業者が、補助金の交付決定前に事業に着手する場合においては、当該事業実施主体、間接補助事業者等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第5 事業達成状況の報告

- 1 交付等要綱第29の畜産局長が別に定める事業達成状況の報告について、事業実施主体は、第2に掲げる1から5までの事業ごとに、別記様式第3号にそれぞれ別紙1から別紙5までに定める様式等を添付の上、それぞれの別紙で定める期日までに畜産局長又は地方農政局長等へ提出するものとする。
- 2 畜産局長又は地方農政局長等は、1の報告を受けた場合には、その内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対し必要な指導等を行うものとする。

第6 事業の評価等

- 1 交付等要綱第30の畜産局長が別に定める事業評価の報告について、事業実施主体は、別記様式第4号に、第2に掲げる1から5までの事業ごとに定める様式等を添付の上、当該事業ごとに定める期日までに、畜産局長又は地方農政局長等へ提出するものとする。
- 2 畜産局長又は地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断したときは、事業実施主体に対し必要な指導等を行い、改善計画を提出させるものとする。
- 3 畜産局長又は地方農政局長等は、2の改善計画の報告を受けた場合には、成果目標が達成されるよう指導等を行うものとする。ただし、改善計画について、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合又は社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難な事態が生じていると判断した場合は、成果目標を変更し、又は、評価を終了することができるものとする。
- 4 3により事業実施主体から提出のあった改善計画の評価については、1及び2に準じて行う。

第7 助成の対象

助成の対象となる経費は、事業の実施にかかる経費のうち、別表に掲げるもののほか、第2に掲げる1から5までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙5までに定めるものとする。

第8 不正行為に対する措置

畜産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第9 書類等の保存期間

事業実施主体の長は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第10 その他

本事業を実施する場合には、畜産局長又は地方農政局長等は、本要領に定めるものほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

本要領は、令和7年2月21日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年7月30日から施行する。

附 則

1 本要領の改正は、令和7年12月25日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

1 本要領の改正は、令和8年1月13日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表（共通経費）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 (ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。)	・取得単価が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上。該当する備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献等にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る）	
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス及び水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことと明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とするこ

		場合、自社を含む。) に委託するためには必要な経費	と。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
	その他役務費	事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別記様式第1号（第4の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

○○農政局長 殿

北海道においては北海道農政事務所長

沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

住 所

事業実施主体名

代表者氏名

○○年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業の補助金交付決定前着手について

○○年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変その他やむを得ない事由により実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等の責めに帰するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第2号（第4の5関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業の補助金交付決定前着手について

〇〇年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変その他のやむを得ない事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、間接補助事業者等の責めに帰するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第3号（第5関係）

年　月　日

〇〇年度 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業 達成状況報告書

農林水産省畜産局長 殿

〔〇〇農政局長 殿
北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領第5に基づき、別添のとおり、事業の達成状況を報告します。

(注) 実施要領第2に掲げる1から5までの事業ごとに定める様式（実施状況報告）、資料等を添付すること。

別記様式第4号（第6関係）

年　月　日

〇〇年度 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業 事業評価報告書

農林水産省畜産局長 殿

〔〇〇農政局長 殿
北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領第6の1に基づき、別添のとおり、事業の評価を報告します。

(注) 実施要領第2に掲げる1から5までの事業ごとに定める様式（事業評価報告書）、資料等を添付すること。